

池田町結婚新生活支援事業(補助金)対象世帯フローチャート

住居費
引越費用

スタート

婚姻日は令和6年3月1日から
令和7年2月28日までの間ですか？
【婚姻日】 令和__年__月__日

いいえ

はい

令和5年中(令和6年度所得証明書で確認)の夫婦の所得の合計額は500万円未満ですか？
※令和5年中(R5.1.1~R5.12.31)に返済した貸与型奨学金の返済額は控除する

いいえ

【令和5年中の所得金額】 【令和5年中の奨学金返済額】 【差引額】

夫： _____円 - _____円 = _____円

【令和5年中の所得金額】 【令和5年中の奨学金返済額】 【差引額】

妻： _____円 - _____円 = _____円

はい

婚姻日の年齢は
夫婦二人とも39歳以下ですか？
【婚姻日の年齢】 夫：__歳 妻：__歳

いいえ

はい

婚姻日の年齢は
夫婦二人とも29歳以下ですか？

いいえ

はい

最大60万円

最大30万円

補助の対象となりません

問合せ先：池田町役場保健福祉課：0778-44-8000

池田町結婚新生活支援事業(補助金)補助金額

住居費
引越費用

夫(妻)	妻(夫)	1世帯当たり補助額
29歳以下	29歳以下	結婚生活補助金：最大60万円
30～39歳	30～39歳	結婚生活補助金：最大30万円

※結婚生活補助金は、婚姻日の年齢が夫婦二人ともに39歳以下の世帯に対して、住居費・引越費用について上記補助額（60万または30万円）を上限に補助します。

結婚生活補助金の対象となる費用

婚姻を機に、新生活を始めるに当たり令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に支払った下記の費用が対象です。

○住居費

- ・住宅の購入費（土地代を除く）
- ・リフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用）
- ・賃料（共益費を含み、駐車場代を除く）※住宅手当支給額を除く
- ・敷金
- ・礼金（保証金等これに類する費用を含む）
- ・仲介手数料

※池田町住み家新築支援事業の交付を受けている工事費については対象外

※設備が家屋と一体とみなせないもの（外構に係る工事費用、家電購入・設置に係る費用）については対象外

○引越費用

- ・婚姻を機に引越しをするために要した費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用